

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00031 沿革 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成19年5月10日 一部改正 平成19年6月21日 一部改正 平成20年3月21日 一部改正 <u>平成20年9月19日 一部改正</u></p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>第4章 保険の申込み （対象輸出契約）</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一 日本貿易保険が国又は地域ごとに定める引受基準を満たす輸出契約</p> <p>二 第2条第1号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約</p> <p>三 輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第6号において同じ。）が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Rに登録されているもの</p> <p>四 船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であって、ユーザンスが180日以下のもの</p> <p>五 輸出貨物の代金の額が1000万円以下のもの（ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。）</p> <p>六 輸出契約の相手方が約款第5条第6号に掲げる海外商社に該当しないもの</p> <p>七 次のいずれかに該当する輸出契約</p> <p>イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。）が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされてい</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00031 沿革 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成19年5月10日 一部改正 平成19年6月21日 一部改正 平成20年3月21日 一部改正</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>第4章 保険の申込み （対象輸出契約）</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号を全て満たすものとする。</p> <p>一 日本貿易保険が国又は地域ごとに定める引受基準を満たす輸出契約</p> <p>二 第2条第1号に掲げる適格被保険者を輸出者とする輸出契約</p> <p>三 輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該相手方及び当該支払人。以下第6号において同じ。）が名簿の与信管理区分又は事故管理区分Rに登録されているもの</p> <p>四 船積時又はこれに準じる時を起算点としてユーザンスが定められた輸出契約であって、ユーザンスが180日以下のもの</p> <p>五 輸出貨物の代金の額が1000万円以下のもの（ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。）</p> <p>六 輸出契約の相手方が約款第5条第6号に掲げる海外商社に該当しないもの</p> <p>七 次のいずれかに該当する輸出契約</p> <p>イ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方（輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該支払人。以下この号において同じ。）が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付けされてい</p>	

新	旧	備考
<p>るもの</p> <p>□ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上G S格、G A格若しくはG E格以外（事故管理区分Bのものを除く。）に格付けされているものであって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金が決済されるもの</p> <p>ハ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされているもの（I L C以外の決済方法で代金の決済を行うものに限る。）であって、確認証により代金の全額が確認されたもの</p> <p>2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をI L Cにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>3 第1項第7号口に該当する輸出契約（前項に規定する輸出契約を除く。）について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p>	<p>るもの</p> <p>□ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上G S格、G A格若しくはG E格以外（事故管理区分Bのものを除く。）に格付けされているものであって、名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認するI L Cにより代金が決済されるもの</p> <p>ハ 保険契約の申込み時において、輸出契約の相手方が名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格に格付けされているもの（I L C以外の決済方法で代金の決済を行うものに限る。）であって、確認証により代金の全額が確認されたもの</p> <p>2 前項第1号に規定する引受基準において輸出貨物の代金をI L Cにより決済することを条件とする国又は地域を保証国とする輸出契約について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」</p> <p>3 第1項第7号口に該当する輸出契約（前項に規定する輸出契約を除く。）について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込み時において、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に基づき作成された海外商社名簿上G S格、G A格、G E格又はS A格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISIONS, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の約款第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」</p>	

新	旧	備考
<p>4 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>一 次のイからハに掲げる金額の合計額が3000万円を超えているとき</p> <p>イ 当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約（以下「対象保険契約」という。）のうち、保険期間が終了していない保険金額（下記ロ及びハに掲げるものを除く。）の合計額</p> <p>ロ 対象保険契約のうち、約款第12条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額（次のハに掲げるもの及び約款第14条に規定する入金があった金額を除く。）の合計額</p> <p>ハ 対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額（約款第27条第2項又は第28条第5項から第7項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。）</p> <p>二 当該輸出契約の取引上の危険が大であると認められるとき</p> <p>三 前各号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき</p> <p>5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結（1Contract = 1Policy）を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p> <p><u>6 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、保険契約者が締結している貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の対象となる場合には、保険契約を締結しないこととする。</u></p> <p>第17条～第21条（略）</p> <p><u>附則</u> <u>この改正は、平成20年10月1日から実施する。</u></p>	<p>4 日本貿易保険は、輸出契約が第1項各号のすべてを満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>一 次のイからハに掲げる金額の合計額が3000万円を超えているとき</p> <p>イ 当該輸出契約に係る輸出者を被保険者として日本貿易保険が締結済の約款に基づく保険契約（以下「対象保険契約」という。）のうち、保険期間が終了していない保険金額（下記ロ及びハに掲げるものを除く。）の合計額</p> <p>ロ 対象保険契約のうち、約款第12条の規定に基づき損害等の発生を通知した代金の額（次のハに掲げるもの及び約款第14条に規定する入金があった金額を除く。）の合計額</p> <p>ハ 対象保険契約に基づき支払った保険金の合計額（約款第27条第2項又は第28条第5項から第7項までの規定により回収のあった金額のうち、日本貿易保険が取得する部分を除く。）</p> <p>二 当該輸出契約の取引上の危険が大であると認められるとき</p> <p>三 前各号に掲げるときのほか、当該輸出契約に係る保険契約の締結が中小企業輸出代金保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められるとき</p> <p>5 保険契約は、一の輸出契約につき一の保険契約の締結（1Contract = 1Policy）を原則とするが、二以上の船積期限及び各船積期限ごとの船積金額が定められている輸出契約であって、当該船積期限別に分割して保険契約を申し込む場合は、一の輸出契約を分割して保険契約の申込みを例外として認めることとする。ただし、分割した保険契約の申込みは、同時に行う場合に限る。</p> <p>第17条～第21条（略）</p>	